

戦後における加工原料乳取引機構の変貌過程

——北海道における場合を中心として——

複

勇

- はじめに
- 一 備乳会社の展開と「農園会社」との競争
 - 二 「国民会社」独占市場下の取引機構
 - 三 奶乳会社の展開と生乳市場の開拓
 - 四 「不足払法」の創定と「元集荷多元販売」の実現
 - 一 段階法の創定と取引機関合理化運動の展開
 - 二 段階法の創定と取引機関合理化運動の展開
 - 三 不足払制度下での乳価と乳價問題
 - 四 新「農園資本会社」の出現
- 結び

はじめに

かつて、あれほど新聞紙上を賑わしつづけた生乳の取引に関する記事も、昨今ではすっかり影をひそめた感じであるが、しかし、問題がなくなつたわけではない。例の「不足払法」の施行によつて一応共販体制はできたとはいふものの、それは理想にはほど遠く、集送乳事業は「不足払法」の期待とは反して、いまなお、主として乳業会社によつて行なわれており、その合理化はあまり進んでいないし、また乳価の面でも、一応、所得の「保証」はなされるに至つたとはいふものの、乳製品市況の好況などによるメリット配分など、実際の取引においては、依然とし

て乳業メーカーのペースで行なわれている等、問題はなお山積しているといわざるを得ない。

ところで、本稿の課題は標題ですぐわかるように、戦後の北海道における生乳の取引機構がどのような変貌過程を経て今日に至ったかをできるだけ克明に叙述することであるが、われわれが、この仕事を始めたのは、問題の解決にあたっては、一般的に言って、まず問題の背景、特にその歴史的背景について明らかにすることが肝要であるにもかかわらず、そうした研究は今日までのところあまりみられないからである。もちろん本稿は、それぞれの問題についての直接の背景をさぐることを目的としていないので、果たしてどれほど役に立つかは疑問であるが、今なお山積している生乳取引に関する問題の解決のために、いくらかでも役に立てば幸いである。

一 集乳合戦の展開と「農民会社」との訣別

1 「農民会社」独占市場下の取引機構

本稿で主として考察の対象とする範囲は昭和二八年以降、今日に至るまでであるが、二八年以降どのように変わったかを知るために先ず、それ以前の状態について一応知つておくべきであると思われる所以、はじめに昭和二八年以前における取引機構について一瞥しておくこととしよう。

先ず原料乳市場についてみよう。ところで、これについてみると、特に指摘しておかねばならない点は、この時期（昭和二五～二八年）における市場は、戦前の酪連（北海道製酪販売組合連合会）につながる雪印乳業とクローバー乳業の二社によつてほとんど独占されており（第一表）、各社の集乳区域は固定的で競争関係は殆んどみられず、その上、市場を独占していた雪印乳業およびクローバー乳業は、ともにこの時期においては、なお一般的にも、ま

第1表 雪印およびクローバー等の集乳シェアの変化

(単位:千石)

	雪印	クローバー	明治	森永	その他	合計
昭和25年	345	115	9	10	52	531
27	383	148	9	13	118	671
29	532	206	30	48	203	1,019
31	670	262	66	74	226	1,298
33	1,020	227	112	124	312	1,795
	同上 比率 (%)					
昭和25年	65.1	21.6	1.7	1.9	9.7	100.0
27	57.1	22.1	1.3	1.9	17.6	100.0
29	52.2	20.2	2.9	4.8	19.9	100.0
31	51.6	20.2	5.1	5.7	17.4	100.0
33	57.0	12.6	6.2	6.9	17.3	100.0

注. 雪印乳業株式会社『雪印乳業史』第二巻。

た農民からも「農民会社」として受けとられていたことである。

次に集乳組織についてみると、それは先ず、乳業会社が經營する集乳所を中心とするものであった。搾られた牛乳は先ず生産者によって最寄りの集乳所へ搬出され、ここに集められたものは、工場に近く、また交通が便利で生乳のままで運送が可能な場合には直ちに工場に運ばれ、それが困難な場合には、ここでクリームに分離、または濃縮して（このような機能をもった集乳所は中間工場といわれた）工場へ運び込む、というシステムである。

ところで、こうしたシステムは原料乳生産者の広域にわたる低密度の分布、道路その他運輸手段が未発達等の諸条件に対応したものであつたが、これは、極めて非能率的なものであつた。第二表をみられたる。規模の小さな集乳所ほど非経済的であることはもちろんであったが（第三表）、中間工場を含めた四

第2表 集乳規模別集乳所数

集乳規模別	集乳所数	割合
~ 1 石	94	22.0
1 ~ 3	248	58.1
3 ~ 5	61	14.3
5 ~ 7	15	3.5
7 ~	9	2.1
合 計	427	100.0

注 1. 主管工場はのぞく。

2. 雪印乳業、クローバー乳業の資料による。

3. 桜井守正編『北海道酪農の構造』 187頁より転載。

二七の集乳所のうちの実に八割にも当たる三四二の集乳所が一日の集乳量三石以下という小規模のものであった。なお、生乳単位当たりの集乳経費についてみると、農家の販売価格が一・八リットル当たり約七七円である現在（昭和四三年度）において、それは約五円であるが、昭和二六年度においては、それぞれ三三円と四一円、九円と一〇円であった。⁽¹⁾ その能率の低さは推して知るべしである。

つぎに取引形態であるが、それは殆んどの場合、農協もしくは酪農協を通ずるものであった。すでにみたように当時の原料乳市場は殆んど雪印およびクローバー乳業の独占市場であったが、両社との取引についてみると、農家はすべて所属の農協（もしくは酪農協）を通じて北販連に販売を委託しており、両社はすべての牛乳を北販連から買い入れる形式をとっていた。

[注] 昭和二八年三月までは、一部は酪農連（北海道酪農販売農業協同組合連合会）を通じて取引されていたが、酪農連の経営事情の悪化により、四月以降はすべて北販連を通じて行なわれることとなつたものである。

ところで、かような取引形態は一見近代的なもののように考えられるが、しかし、内実は、決してそうではなかった。すなわち、集荷はすべて会社側の責任においてなされており、農協は単に、会社に代わって牛乳の代金の支払いを行なつていたに過ぎず、北酪社時代の形式をそのまま引きついだに過ぎないものであった。従来生乳の取引

第3表 集乳所規模別集乳所経費(生乳1升当たり)
(昭和26年度 雪印乳業帯広主管工場管内)

(単位: 円)

~ 1 石	10.39
1 ~ 3	9.94
3 ~ 5	7.23
5 ~ 7	5.41
7 ~	5.20

注 1. 酪農経費はふくまない。
2. 主管工場はふくまない。
3. 雪印帯広工場資料による(ただし、櫻井前掲書
185頁より転載)。

は北酪社と道農業会との間に契約を結んできたが、昭和二三年八月農業会が解散するところとなつたので、「酪農業調整法」にもとづき、協同組合が引きつぶすこととなつたものであつた。

【注】北海道酪農協同株式会社の略称。昭和一六年、酪連の全事業場、森永煉乳、明治製乳の道内乳製品工場を合併して設立された北海道酪農公社を二年に改組したものであるが、昭和二五年、集排法によって雪印、クローバー、明治、森永の各乳業会社に分割された。

最後に、乳価についてみておこう。第四表は雪印乳業との、昭和二五年三月二一日から二八年九月二一日までの取引価格を示したものであるが、本表で先ず目につくのは、乳価はきわめて不安定であったことであろう。ところで価格にこのように大きな変化がみられたということは、売り方と買い方の力が均衡していた結果だとも言えるし、また、一方の力が強く、市況に応じて一方的におしつけた結果であつたとも考えられるが、この場合には会社側によつて殆んど一方的におしつけられた結果であつたと考えるのが妥当のように思われる。因みに、当時における乳価決定機構についてみると次のようなものであつた。

まず、雪印、クローバー両社とともに乳価決定の正式機関としては、会社側、地域別農民代表、それに酪連、道酪農協会、販連、指導連の四団体代表から成る「乳価評定会議」をもつていた。ところで、これは酪連時代の「乳価評定委員会」にならつてつくられたものであつたが、ここで特に指摘しておかねばならないのは、このほかに乳

第4表 雪印乳業会社買入乳価の推移
(単位: 1等乳 1.8リットル当たり円)

改訂年月日	
昭和25年3月21日	40.00
6.. 1	32.00
11.. 21	35.00
26.. 3.. 1	38.50
6.. 21	36.48
11.. 21	41.00
27.. 5.. 21	38.08
7.. 21	36.80
11.. 21	36.80
28.. 5.. 21	38.24
9.. 21	43.36

注. 前掲『雪印乳業史』より。

価決定に關係あるものとして、会社自體の機關である中央委員会なるものがあつたことである。中央委員会の委員には酪農家の代表も選任され、会社の乳価算出に際して内からこれに参与する、ということになつていて、が、選ばれた委員は有力農家が多く、實質は会社の窮状についての説明を聞いたり、決定された乳価を生産者に納得させる——自ら選んだ代表の口を通じて——ことが、その役割りとなつっていたといわれている。⁽²⁾ からである。

なお、この時期においては搬入場所、つまり会社の買取り場所が工場であるか、中間工場であるか、集乳所であるか、また集乳所の場合でも、その規模によつて乳価に差がつけられていた(第五表)。いうまでもなく、この差額は、個々の集乳所による集乳量の単位当たり運搬費用と処理費用との差異に表現される差額地代とも言えるものであり、集乳所の規模によつて集乳経費にかなりの差がある以上、集乳所ごとに受入価格に差がつけられたのは当然であったと言えるが、問題は価格差が会社側のイニシアチブのもとに決められたものであった、と考えられる点である。因みに、雪印乳業会社では多くの場合五段階制をとつてきたが、それは、以下のよきな事情のもとにおいて決められたものであつた。

◇ 昭和二五年七月三一日、統制時代と同様に主管工場、中間工場、集乳所の三段階制をとることに決定。新発足した雪印乳業会社は工場および集乳石数別五段階制の改訂案を提示して生産者側との乳価交渉を行なつたが、

第5表 集乳所規模別乳価（昭和26年度）

(単位：1等乳 1.8リットル当たり円)

集乳所別	夏乳	冬乳
主管工場	36.48	40.96
中間工場および7石以上集乳所	35.20	39.52
5～7石集乳所	33.60	39.04
3～5 "	33.60	37.92
3石以下 "	32.00	36.96

注. 桜井『前掲書』184頁。

受入れられなかつたものである。ただし、付帯事項として酪農家は集乳所の合理化に積極的に協力することを条件とされた。

◇ 昭和二六年二月二七日、五段階制を採用。二六年二月のはじめ、酪農団体から濃厚飼料価格の暴騰を理由に乳価引上げの強い要望があった。会社側は止むなく要望を入れることにしたが、同時に懸案であつた五段階を採用することにしたものである。

◇ 昭和二六年六月二八、九日の交渉でやむなく四段階制をとることに決定。二六年五月三〇日開かれた道酪農協会の総会で段階差で粉糾したので、やむなく採用することになったものである。

◇ 昭和二六年一一月一七日の乳価交渉で再度五段階制を採用することになる。砂糖類の値上げ、輸入品による乳製品市場の圧迫を理由に会社側が強引に採用したものであつたが、この五段階制は以後、昭和三六年に新乳価体系が採用されるまで継続実施された。

2 集乳合戦の展開と生乳市場の混乱

北海道における原料乳市場は以上にみたように統制が解除されてからも、なお、数年間はいわゆる「農民会社」の独占市場であり、取引機構も多く不

合理的な面をもちながらも、それなりに「安定」していた。ところが昭和二八年に本州メーカーが進出するに至って原料乳の取引機構は大混乱を来たすところとなつた。

もつとも、それ以前においても「農民会社」によって市場は完全に独占されていたわけではなかつた。道内の中小メーカーによつても集乳は行なわれていたし、本州の大メーカーも道内に乳製品工場をもち、集乳を行なつていた。しかし、それは極く少量であり（第一表参照）、しかも明治乳業は今金町周辺、森永乳業は遠軽町周辺だけ、と
いうように集乳圏は大体固定していた。ところが昭和二八年になると今まで沈黙を守つていた本州メーカーが突如として集乳シェアの拡大にのり出し、道内の中小メーカーも一齊にシェアの拡大をはかりだしたのである。
〔注〕 昭和二八年七月、帯広に宝乳業会社設立。二八年七月、不二家乳業富川工場操業開始。二八年九月、森永乳業は帯広の宝乳業と提携。二八年九月、明治乳業月形工場操業開始。二八年一〇月、森永乳業十勝工場建設。二八年一二月、三井農林斜里工場落成。二八年一二月、明治乳業帯広工場開設。二九年一月、道北製酪協同組合士別工場操業開始。二九年三月、明治乳業三川工場建設着手。二九年一〇月、森永乳業訓子府工場建設着手。

ただ、酪農生産はこの頃から急激な伸びを示していたので（前掲第一表参照）、本州メーカー等が積極的に集乳シェアの拡大にのり出したとは言え、その限りでは、あまり大きな問題ではなかつた。問題は本州メーカーなどが手をのばしたところは乳牛の飼養密度が高く「農民会社」とつてはドル箱地帯であったことにあつた。

本州メーカーなどがシェア拡大のために用いた手段は、いうまでもなく高乳価攻勢であつた。第六表をみられたい。収益性の高い市乳や製菓部門に主力をおいている森永や明治は、乳製品製造が中心の雪印やクローバーなどの「農民会社」よりも經營は楽であつたが、その上雪印やクローバーは「農民会社」を標榜するが故に、コスト高で採算が合わないような地域であつても止むを得ず集乳しなければならない、というような事情もあつた。そこで、

第6表 主要乳業会社の支払乳価

(単位：1.8リットル当たり円)

	雪印乳業	明治乳業	森永乳業	北海道乳業
昭和28年2月	41.88	40.64	38.40	54.07
〃 29 〃	52.08	56.00	55.00	65.36

注. 『北海道新聞』昭和29年4月3日付けより。

乳価の面で競争が行なわれれば「農民会社」側に勝目のないことは誰の目にも明らかなところであった。

〔注〕もつとも「農民会社」を標榜していたからといって、辺地酪農をすべて会社の負担において維持していくわけではなかった。現実は条件に恵まれた地域の酪農民の負担において維持されていた方が適切かも知れないが、ともあれ、いずれにしても、辺地酪農民をきりすてない以上、乳価競争において勝つことは困難なことであった。

しかし、理由はどうであれ現実に大きな価格差をみせつけられた農民は動搖し、「農民会社」をそでにして森永、明治などにのりかえるものが続出するところとなつた（前掲第一表参照）。

明治、森永などの進出によって、閉塞的・独占市場から、開放的・競争市場となり、乳価が上昇したことは結構なことであった。しかし大きな問題がおこつた。各社入り乱れての集乳合戦が展開されるところとなつた結果、それでなくとも不當に多かつた集乳所は更に多くなり、また同じ路線をわざかばかりの牛乳を積んだ何台もの集乳トラックが走り回るところとなつて、全体として集乳機構は以前にもまして不合理なものとなつてしまつたのである。⁽³⁾

3 「酪連意識」の衰退と「農民会社」との訣別

第7表 雪印乳業会社の株主構成
(昭和26年3月末現在)

		株主数	持株数	
			株数	構成比
農業関係	連合会	名2	1,125,200	15.6
	単位組合	54	804,540	11.2
	個人	7,645	1,553,520	21.6
	計	7,701	3,483,260	48.4
役職員	同人会	2,155	1,339,780	18.6
	計	2,155	1,339,780	18.6
金融機関	農林中金	1	360,000	5.0
	拓銀	1	180,000	2.5
	その他の	34	656,400	9.1
	計	36	1,196,400	16.6
一般株主	法人団体	93	266,880	3.7
	個人	1,520	913,680	12.7
	計	1,613	1,180,560	16.4
合計		11,505	7,200,000	100.0

注 『雪印乳業史』第二巻 18頁。

社に転化したが、しかし、なお、その系譜をひく雪印やクローバー乳業は、その株式構成(第七表)などの面を通じて酪農民の共同施設的な性格が維持されていたし、酪農民もまた雪印やクローバー会社を自分たちのものと考え、つまり「酪連意識」をもって行動してきた。ところが、こうした意識は本州メーカーの進出による市場条件の変化によって大きく崩れるところとなつたのである。

いわゆる「酪農意識」が崩潰しあげたことは、さきにみたような森永、明治などの集乳園の拡大によつても明らかなどこ

るであろうが、いわゆる「訓子府事件」は、それを象徴的に示す事件であったように思われるので、次にそれを簡単におこう。

「訓子府事件」というのは、いうまでもなく、北見の訓子府町においておこった事件であるが、もともとこの地区はクローバー乳業の北見工場の集乳区域であった。時は集乳合戦なお酣な昭和二九年三月、北見地区農民同盟は、一升当たり六〇円の乳価を雪印、森永、明治およびクローバーの各乳業会社に要求した。森永は検討のうえ回答するとの態度を表明したが、他の三社は適正な価格でない、として応じなかつた。そこで訓子府町酪農振興会首脳部は直接、森永乳業遠軽工場と交渉を重ね、当町への工場の建設、乳牛導入資金の貸付け、他社以上の高乳価の支払い等を条件に一四〇戸の農家が森永への出荷を開始したのである。

すでに述べたように、当時においては、なお「酪連意識」が北海道の酪農界を支配していると信じられていた。従つて、この事件が北海道の酪農界に与えたショックはきわめて大きいものがあった。因みに、この事件について当時の新聞は次のように伝えている。

この事件は「農協自身が生産者の出資会社である協同組合系のクローバーと縁を切り商業資本の森永に牛乳を出すことに決めたところに問題がある。……富山酪農振興会長、松浦農協組合長は“森永誘致は酪農民の意思によるもので、酪農振興には本州メーカーの導入が必要だ”……としているが、……もし酪農振興会、農協のやり方を是とすれば、これまでの、そして五日会のうち出している“酪農振興は協同組合系の会社によつて”という考え方は全面的に否定されることになり、……同町の集乳合戦の動向は本道酪農界、農協組のあり方に大きな影響をあたえるものとして注目されてよい」⁽⁵⁾。

ところで、こうした動きに対して「農民会社」の首脳陣や旧酪連に郷愁を覚える酪農界の指導者が黙視しているわけはなかった。すなわち昭和二九年一月には早くも関係農業団体、雪印、道バターの代表からなる「五日会」が結成され対策が練られた。しかして「五日会」の基本的な考え方は、北海道の酪農界を酪連がひきいた戦前の姿にもどそうとするものであったが、本会がまとめた「酪農振興基本要綱」の概要を示すと次のようなものであった。

○生産改良増進体制の確立

△酪農の生産改良事業は農協の責任において実施すること △農協は畜産関係職員を整備強化すること △農協は酪農委員会、同志会、振興会などを設け酪農家の意志を尊重し事業を行なうこと

○集乳事業体制の改善

△集乳事業は農協一本建とし、経営の合理化をはかること △收支償わない集乳所には道費または国費の助成を受けるとともに、その集乳区域の乳牛密度を高める措置をとるよう関係方面に要請し、早急に收支相償う状態に導くこと △農協の集めた牛乳は販運を通じて両会社に販売すること △乳価は諸条件の実現をまつて工場渡し一本とすること

○会社の農協連合会化

△雪印乳業と北海道バターの両会社をすみやかに農協連合会化すること △個人所有の雪印乳業株式は農協に委譲させるよう各関係機関は積極的に協力すること △会社の経営については農協の意志を尊重して協同組合的の経営を行ない、全農民の酪農化を期すること

しかし、この「要綱」の実現は困難であった。まず、一般酪農民が必ずしも賛成ではなかつたことは致命的であ

つた。北見地区農民連盟はさきの「要綱」を次のように批判している。①酪農振興対策要綱案は雪印、道バター両社の振興要綱であって眞の酪農振興のためのものでない、②酪農民の自主性、基本的人権が全く無視されている、③酪農民の代表機関には何の意見も求めていない、④酪農民は雪印、道バターの両乳業会社だけのものではない、⑤両会社の内部的經營の合理化などは全く無視している。⁽⁶⁾

もつとも、この「要綱」の実現に積極的でなかつたのは農民側ばかりではなく、会社側もまたそうであつたようである。特に会社の農協連合会化についてはそうであつたようと思われる。それは、この重大な問題について『雪印乳業史⁽⁷⁾』が一言半句もふれていないことからも容易に想像されるところであるが、なお、「農協連合会化」の構想の源がどこにあつたかを問うとき、それは更に明白となろう。「連合会化」の構想は「五日会」によつてではなく、酪連の生みの親であり、育ての親でもあつた黒沢酉蔵氏によつて与えられたものであつた。「本道農業者を打つて一丸とする北海道酪農振興の確立」という課題については、今年一月各関係農業団体、酪農会社代表よりなる五日会の誕生以来、数次にわたつて話し合いが行なわれてきたが、十六日は非公式会談を札幌市北農連本館で開き、黒沢酉蔵、深沢吉平の両長老に現在までの経過報告をなすかたわら両氏の意見を聴取した結果、黒沢氏から雪印、道バター両社の協同組合連合会への切替えについて強い示唆が行なわれ、⁽⁸⁾「五日会」でも俄かにこの問題が重視されるに至つたものなのである。

なお、酪連以来の“牛やは牛ずれ”といった意識がなお根強く残つていたことも問題であつたと思われる。新興地帯での酪農業の急速な発展からして、もし、雪印やクローバーを連合会化した場合、旧畑作農家とそれにつらなるホクレンにその主導権を握られる恐れがあつたが、そうなることは、かつて酪連に結集した“牛や”には耐えら

第8表 雪印乳業の道内・道外での集乳割合の推移

	道 内	道 外	合 計
昭和26年	石 347,135	石 一	石 347,135
28	438,920	11,705	450,625
30	580,804	106,703	687,507
32	791,273	339,662	1,130,935
33	1,019,821	453,034	1,472,855
	同 上 比 率 (%)		
昭和26年	100.0		100.0
28	97.4	2.6	100.0
30	84.5	15.5	100.0
32	70.0	30.0	100.0
33	69.2	30.8	100.0

注. 『雪印乳業史』第二卷.

れることであったと思われるからである。ところで、以上のような問題だけでも「五日会」の「基本要綱」の実施は到底できる相談でなかつたと考えられるのであるが、この外にも、なお、いろいろと難かしい問題があつた。

まず集乳施設の農協への移管に関する問題。さきの「要綱」にもどづいて農協が集乳事業を実施するためには、先ず集乳施設の農協移管が行なわねばならないが、これはきわめて困難なことであつた。集乳量が多く、経営が黒字になるようなどころはともかくとして全体で年間、六千万円近くの赤字が出るような集乳所を、農協がおい・それと引受けるわけはなかつたし、また会社側にしても、「要綱」にもられた事がらが完全に実行される保証がない限り、集乳所を直ちに移管するわけにはいかなかつた。農協による酪農指導体制が確立しない前に集乳所を農協に移すと技術が落ちて良質の乳が得られなくなり、また販連による共販体制が確立されない前に農協に移管すれば、集められた牛乳がどこへ流れて行くかわからなくなる、という

第9表 雪印乳業主要製品製造高の推移

	加糖練乳	ハター	チーズ	市乳	アイスクリーム
昭和25年	千箱 161	千箱度 2,885	千箱度 481	千石 22	チュート 1,258
27	192	3,719	542	29	2,597
29	206	5,813	1,209	36	5,056
31	312	7,292	2,629	140	16,749
33	313	12,548	5,340	303	28,510
同上指數					
昭和25年	100	100	100	100	100
27	119	129	113	145	206
29	128	201	251	180	402
31	194	252	546	700	1,331
33	194	435	1,111	1,515	2,266

注:『雪印乳業史』第二卷

不安があつたからである。

次に会社を「連合会化」したとの經營上の問題。

有利な市乳や氷菓の製造販売を經營の主体とする本州メーカーに対抗するためには、本州市場に進出して市乳や氷菓製造部門を拡充し、不利な辺境地での集乳を放棄なし、購入価格を採算ベースまで引下げる必要も必要であったが、生産者の団体であり、しかも北海道を範囲とする団体では、それはできない相談であつたからである。

さて、ともあれ、かくして「五日会」の「要綱」の実現、雪印・クローバー乳業の「連合会化」を実現することは無理な状況にあつたが、ここに至つて両社の選んだ道は、両社の合併（昭和三三年一月一日）、府県市場への進出（第八表）、市乳、氷菓部門の拡大（第九表）、株式の一般への積極的開放（第一〇表）であり、そして「農民会社」との訣別であった。

補——雪印・クローバーの連合会化構想については

第10表 雪印乳業の株主構成の変化

	昭和33年11月28日現在			昭和34年3月末現在		
	株主数	持株数		株主数	持株数	
		株数	構成比		株数	構成比
農業関係	名 36,549	株 18,912,537	% 73.4	名 44,119	株 20,154,751	% 67.2
役職員	3,588	1,840,830	7.1	5,160	2,115,268	7.1
金融機関	5	2,431,100	9.4	3	2,471,100	8.2
一般株主	2,633	2,615,533	10.1	4,063	5,258,881	17.5
合計	42,775	25,800,000	100.0	53,345	30,000,000	100.0

注1. 昭和34年3月末現在の数字は、クローバーとの合併後のものであるが、ここで注意すべきことはクローバーは農業関係の持株が90%に達していたということである。つまり、それにもかかわらず、農業関係持株割合が低下している点に注目していただきたい。

なお、雪印乳業では、クローバーとの合併直後に2億1千万円の増資を行なっているが、増資内訳は農業関係1億3,827万4,550円、役職員805万円、金融一般6,367万4,550円となっていて、一般の株主の持株割合は30%に達している。

2 「雪印乳業史」第二巻

関係当局でも強い関心を示し、農林省でも独自の見解を表明しているが、それは、「五日会」の連合会化構想が実現するに至らなかつた背景を考える上でも参考になるものと思われる。簡単にふれておくと、まず、次のように述べている。

「雪印、クローバー両社とも農民自身のものという当初の理想からみれば現状は必ずしも理想でない。合併を機会に本米の姿に立ちかえるべきであるが、現状のようにな北海道のみを対象としては、たとえ元の姿に立ちかえたとしても一般のメーカーに対抗できるかどうか疑問である。そこで、牛乳の集荷、製造は農協で行ない、両社は合併して共販会社になり、その共販対象地域を北海道のみに限らず、全国の農協に拡げることが望ましい」。^[10]

なお、農林省の右のような構想はどのような背景のもとに描かれたものであったかについて一言しておくと、それは、「共販会社」をして、乳価対策、滞貿乳製品対策の足場たらしめんとするものであった。昭和二九年一〇月、不

況対策として農林省の後おしで全酪連が中心となって牛乳、乳製品の共販会社設立（北海道は除外）の計画が進められたが実現できなかった。しかしてその原因は、一つには景気が上向いてきたためであったがより重要なことは、資金、組織、それに信用ある商標のないことであった。雪印とクローバーが合併し、製造部門は連合会化して共販会社になれば、資金、組織、商標の心配はなく、「農民資本会社」も「一般資本会社」に充分対抗でき、農林省はこの共販会社を足場に有効な対策がたてられるかも知れないと考えられたわけである。

注(一) 昭和四三年度については農林省が保証価格を算出する際に用いたものであり、昭和二六年度のものについては、雪印乳業の全工場平均である（松井守正編『北海道酪農の経済構造』、一一三頁）。

(2) 横井編『前掲書』、一七九頁。

(3) この点についての詳細は千葉県郎「北海道における牛乳流通と共販問題」（『農業紀行研究』別巻第五七号）を参照。

(4) 「五日會」というのは本州メーカーの道内進出によって原料乳争奪戦の渦中に投げ込まれた北海道の酪農界の安定と振興をはかるためといふことで、北信越、北駿連、北信連、北指連、酪農協会、雪印、道ベターによって、昭和二九年一月に結成されたものである。

(5) 『北海道新聞』昭和二九年六月九日。

(6) 『朝日新聞』昭和二九年六月六日。

(7) 『雪印乳業史』、昭和三六年二月二〇日雪印乳業株式会社刊。全一巻。

(8) 『北海タイムス』昭和二九年二月一八日。

(9) ちょうどこの頃両社の合併問題が論議されていた。

(10) 『北海道新聞』昭和三〇年一〇月一八日。

二 酪振法の制定と取引機構合理化運動の展開

1 酪振法の制定と集乳事業合理化政策の推進

酪農の振興と恒久的な安定を期するには、先ず第一に牛乳を安価で供給できるようにすることであるが、そのため

めの重要な条件の一つは、地域的な専門化を押し進めることであろう。農林省ではこのような観点から昭和二八年九月、有畜農家創設特別措置法を制定、家畜導入資金の斡旋と利子補給等により、家畜の増殖の方針を確定、一〇月には集約酪農地域建設要綱を定め、その推進にのり出したが、さらに二九年六月には、この集約酪農地域建設要綱を立法化して酪農振興法を制定した。

ところで、この酪農振興法は「酪農の合理的な発展の条件を整備するための集約酪農地域の制度および生乳等の取引の公正をはかるための措置を定めることによって、酪農振興の基盤を確立し、もって酪農の急速な普及発達および農業經營の安定に資することを目的とする（第一条）」ものであったが、ここで、われわれが特に注目したいのは、この法律の制定を契機として、徐々にではあつたが、関係当局の牛乳流通対策が動き出したことである。すなわち、この法律の第三章には生乳等の取引契約の文書化等についての規定を行なっているが、つづいて昭和三一年六月には、本法律にもとづいて、次のような注目すべき畜産局長通達を発している。

「集約酪農地域（以下「地域」という）内における集乳事業（集乳所における事業及び乳業施設まで生乳を輸送することを含む）及び生乳等の販売は地域一円の、また地域全域を含む一つの農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（以下「生乳共販組合」という）で行なうものとする。但し生乳共販組合が、集乳地域の一部について集乳事業の一部を実情に応じて、組合員または組合員たる地域内の農業協同組合に分担させることをさまたげない」（昭和三一年六月二三日付・畜産局第一五一〇号 畜産局長通達）。

要するに農林省の方針は、生産者団体に一元的に集荷させ、それを足がかりにして生乳等の取引の合理化をおし進めようとするものであったが、北海道においても、早速、こうした国の指導方針にもとづいて共販をおし進める

ための対策がたてられた。

まず道当局は国の指導方針にもとづいて昭和三一年三月には乳業および集乳の合理化対策の基本方針を決定、つづいて翌三二年四月には生乳共販実施要領を策定、積極的に対策を展開して行つたが、特に注目すべきものは、三三年一月に打ち出した「集約酪農地域における共同集乳組織の整備および集乳合理化対策」であった。これは当時全国の酪農界から画期的な対策として注目をあびたものであつたので、参考までにその概要を示すと以下のようなものであった。

- ① 全道の集酪地域を対象に、遅くとも昭和三四年一月までに共販事業を発足させる。
- ② 事業費として既決予算（補助金四五〇万円）に加え、補助金四五〇万円、融資一、七九〇万円を一二月議会に追加要求する。
- ③ 共販実施によつて赤字を生ずる地域には本年度から三ヵ年間運営費の不足分のはか集乳合理化施設、乳牛導入に対し補助金三、〇〇〇万円を交付するほか一億六〇〇万円の融資を行なう。
- ④ 共販実施により手取り乳代の増加する地域の生産者は增加分の三割を出し、「酪農振興資金」とし、同資金より ①後進地域に対する集乳経費の援助、②集乳合理化に対する援助、③乳牛密度を高めるための乳牛導入、④牛乳の消費拡大事業などを行なう。

しかし、これは、あまりにも急進的なものであつたため、乳業会社はもとより、生産者団体からも反対されたことにより、また、これは社会党道連の政策として打出されたものであつたため、社会党知事から自民党知事への交代（昭和三四年四月）によつて実施されるには至らなかつた。

第11表 集乳合理化施設整備事業補助金および貸付金交付額
(昭和34~36年度)

補助施設名	員数	総事業費	補助金	貸付金	自己資金
集乳所	4				
クーラーステーション	3				
バルクターラー	8				
タンクローリー	1				
トラック	26				
合計		円 80,555,932	円 30,000,000	円 46,418,000	円 4,137,932

注.『北海道農業協同組合年鑑』

もつとも、自民党知事に代わったからといって共販をおし進める政策が全面的に放棄されたわけではない。自民党知事のもとにおいてもそれは引きつがれ、第一表にみられるように共販施設を整備させるための融資や補助は行なわれてきた。しかし、そこには明らかに変化がみられた。従来のように、共販事業だけを推進する政策を改め、全体として集送乳事業の合理化を推し進めることとし、その前提として先ず、「辺地酪農」をなくすることに重点がおかれるに至ったのである。⁽²⁾ 乳牛の飼養密度が低ければそれだけ集送乳費が多くかかるのは当然であるが、飼養密度を高めるなどして「辺地酪農」を解消し、この側面から集送乳事業の合理化をおし進めよう、というわけである。

ところで、「辺地酪農」を解消するために先ずとられた措置は「酪農事業団」の設立であった。同事業団は道六、〇〇〇万円、農業団体一、二五〇万円、乳業会社六、二〇〇万円、ビート会社三〇〇万円の出資によって、昭和三六年八月に設立されたが、以後、乳牛の貸付け事業を中心とする辺地酪農対策を開拓するところとなつた。しかし、この事業団が「辺地酪農」の解消に、ひいては集送乳事業の合理化のために、どれほどの役割を果たしたかはともかくとして、この頃から一戸当たりの飼

第12表 1戸当たり乳牛飼養頭数の推移

昭和28年	2.3頭
29	2.2
30	2.4
31	2.4
32	2.6
33	2.7
34	2.8
35	2.9
36	3.3
37	3.7
38	4.5
39	5.5
40	6.4
41	7.0

注. 北海道酪農協会『酪農情勢資料』。

〔注〕もつとも、この頃から1戸当たりの飼養規模が増加したのは一戸一頭の小規模飼養農家が規模拡大したからではなく、むしろ、そうしたものが脱落したことによつてであつたと考えられるが（後出第一三表参照）、もし、そうだとすれば、事業団が辺地酪農の解消に、ひいては集送乳事業項を参照）。

2 共販運動の展開

北海道における戦後の牛乳共販運動を考える場合、特に留意しなければならないのは、それは、きわめて特異な歴史的基盤の上において出発せねばならなかつたことであろう。

北海道における牛乳共販運動の歴史は古く、しかも華々しいものであつた。かの酪連の設立は大正一五年であつたが、その後の発展は目ざましく、昭和一〇年頃には、北海道の原料乳市場は殆んど掌握するに至つてゐた。しかしその幕ぎれはまた、きわめて特異なものであつた。昭和一六年に北海道興農公社に強制改組され、戦後は株式会社となり、いわゆる「農民会社」として存続することとなつたのである。

第13表 乳牛飼養農家数および頭数の推移

	飼養農家数 戸	飼養頭数 頭
昭和20年		
25	25,420	55,522
26	28,187	61,693
27	31,027	68,290
28	32,984	74,531
29	38,519	84,970
30	40,070	94,138
31	45,031	107,577
32	50,968	128,829
33	53,800	142,900
34	58,080	162,990
35	63,690	182,810
36	60,900	201,490
37	59,550	218,740
38	54,900	249,180
39	51,610	282,320
40	49,630	317,690
41	46,080	321,710

注 1. 昭和33年までの数字には、肉牛も含む。

2. 昭和33年までは『北海道統計書』、34年以降は北海道酪農協会『酪農情勢資料』。

ところで、ここで、われわれが特に問題としなければならないのは、かつて社会的に経済的に大きな影響力をもつた酪連が、「農民会社」という、きわめてあいまいな形で残された、ということである。雪印もクローバーも、すでに「対立物」以外の何ものでもなくなっていたのに、酪連の系譜をひくということや、農家の持株が多いということなどで特別視され、雪印やクローバーに対抗して共販をやろう、というような考え方とは、当時の北海道の酪農界において異端者そのれしかなかつた。「北海道の古い製酪企業は常に自分等の会社は農民の会社であり営利企業体でないと主張しているが、株式会社本質からみてたとえ農民が分散して三割や五割の株式を所有しているからといって株式会社の本質的なものに何等の影響があらうはずではなく、むしろそのことによつて農民を有形、無形の協力に名を借り、会社の利潤を追求するに役立つ方が大きいと思う」⁽³⁾と喝破した太田信吉は、北海道酪農販売協同組合連

第14表 所有者別集乳所数

	乳業会社	協同組合	個人	合計
昭和35年	325	142	36	503
36	317	118	44	479
37	297	80	14	391
38	283	76	10	369
39	258	68	9	335
40	209	79	11	299

注. 『北海道協同組合年鑑』

合会をひきいて、眞の共販運動を発展せしめるべく努力したが、一般農民の賛成を得ることができず、ついに昭和二八年には解散するの止むなきに至っていた。

牛乳の共販運動が緒についたのは漸く昭和三〇年代に入つてからであった。すなわち、いま、十勝地方における代表的農協での共販開始時期についてみると、つぎに示すようにもとより早いところでも昭和三一年五月であった。

大樹町農協・三五年五月、士幌村農協・三一年二月、中札内村農協・三二年五月、上士幌町農協・三二年九月、広尾町野塚農協・三二年九月。

しかし、その後の発展はかなり著しいものがあった。すなわち昭和三五年四月現在では、二五の集約酪農地域のうち一四地域で共販を実施しており、不足払法が問題とされるに至った昭和四〇年頃には、全集約地域において実施、共販率も七〇%に達するに至っていた。もとより、共販とはいうものの、集乳施設の大半は乳業会社のものであるなど(第一四表)、眞の意味では、とても共販とはいえるようなものではなかつたが、しかし、ともあれ、原料乳の大半は、何らかの形で生産者団体の手を経ており、しかもそのほとんどがホクレンによつて扱われるに至つていたことは注目すべきであろう。(注)

[注] もつとも牛乳共販が何の問題もなく進展したわけではなかつた。酪農民同志の、会社間

の、または生産者団体間の利害の対立がからんで、その進展は容易なことはなかつたが、そうした点については、すでに詳細な研究（千葉燎郎「北海道における牛乳流通と共販問題」『農業統合研究』通巻第五七号）があるので、それを参照していただくこととして、ここでは省略することとした。

ところで、まがりなりにもせよ、このような著しい進展をみたのは何故であつたろうか。それには、すでにみたような国や道当局の積極的な指導奨励策が大きく作用しているものと思われる。しかし、ここで特に注目しておきたいのは、生産者の主体的変化についてである。酪農民の生乳取引についての考え方には、例の「集乳合戦」を契機としてあつたが、しかし、この時はいわゆる「農民会社」に対する考え方の変化、つまり「農民会社」との訣別に過ぎず、逆に云えば、酪農民の共販に対する意識が極度に低下したことを意味するものであった。ところが、ここに至つて共販に対する意識が再び強くなつてきたのである。

それでは、共販に対する意識をここで再び強くさせたのは何であつたろうか。先ず考えられるのは、集乳合戦の激化によつて集乳施設や集乳路線の重複が甚しくなり、その不合理性をはつきり露呈するところとなつたために、单一集荷主体による集乳過程合理化の可能性と必要性が誰の目にも明らかになつてきたことであろう。生産者団体による共同集乳組織は、まず、集乳合戦のもつとも激しかつた十勝や八雲地方において現われたが、それは何よりの証左であろう。

次に、集乳組織の技術的形態の変化も見逃すことはできない。従来は集乳組織にわかつがたく結びついていたクリーム分離等の第一次加工機能が、殆んど完全に集乳組織から分離し、集乳組織は、ほぼ純粹な集荷機関として單純化し、集乳組織の全過程を通じて、牛乳はそのままの形で工場まで運ばれることになつたが、このことは、生産

第15表 クーラー・ステーションの推移

	集乳所	クーラー・ステーション	製造工場	ミルタープラント	合計
昭和37年	191	100	62	38	391
38	146	115	52	56	369
39	130	123	42	40	335
40	97	134	39	29	299

注.『北海道農業協同組合年鑑』。

者がその牛乳を商品として、直接に工場まで出荷できることを意味し、かくして、生産者団体は、いまや比較的容易に、集乳過程の担当者たり得ることになったのである。⁽⁵⁾

なお、ちょうどこの頃に、画期的な運動と言われた、豆類の自主共販運動⁽⁶⁾が展開されていたのも、一つの刺激となつたとみるべきであるかも知れない。

3 集乳組織の変容と合理化の進展

すでにみたように、北海道における従来の集乳組織は集乳所を中心とするものであつたが、昭和三〇年代に入ると、トラックとクーラー・ステーションを中心とするものへと大きく変容するところとなつた（第一五表）。

ところで、こうした変容の直接的契機となつたのは、すでにみたような集乳合戦であった。雪印、道バター会社の独占する市場に明治、森永乳業などが進入して、そこで集乳を開始しようとするに際しては、当然、別の新たな集乳方法によらざるを得なかつたが、ここにおいて採用されたのが、トラックによる庭先集荷という方法であった。しかして、競争会社がトラック集荷によつて集乳圏を拡張していくのをみては、雪印やクローバー側とて安閑とはしていられない。対抗手段として、両社とも、競争地帯ではトラック集荷にのり出ざざるを得なくなり、ここにおいて、

(7)

トラック集荷は急速に普及するところとなつたのである。

もつとも、長期間に亘ってとられてきた集乳所網組織を変容せしめた条件は集乳競争だけではない。その変容を可能にした条件の変化も見逃すことはできない。先ず、道路をはじめとする輸送手段の整備発達があつた。とくに、冬期における道路除雪手段の発達は注目に値する。

	昭 25	昭 28	昭 31	昭 35
~ 3石	77.0 %	58.5 %	60.4 %	16.3 %
3 ~ 5	14.5	22.2		11.1
5 ~ 7	4.4	9.2	24.2	13.1
7 ~ 10	2.8	5.9		12.8
10 ~	1.3	4.2	15.4	46.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0

注 1. 昭和25年、28年は中間工場、主管工場を含むが、昭和31年、35年は集乳所のみ。

2. 湯沢・千葉編『限界地帯農業の展開構造』121頁より転載。

次に、乳業における集乳所の役割りの変化があつた。それは、とくに乳業における脱脂乳加工の発達にともなつて生起したものであるが、脱脂乳の利用価値の増大にともない、牛乳の経済的運搬性能は変化をきなし、全乳の主管工場への集乳の必要からクリーム分離という、第一次加工の施設たる集乳所の機能の一側面は、殆んどしなわれるところとなつた。そして、集乳所は、もはや一定乳量の受入れ集合所として純粹に集乳機関たる役割りしかもたないことになつたが、その結果、従来の集乳所の機能は、動く集乳機関たるトラックをもつて代置できることになり、とくに、個定的な集乳施設を必要としないこととなつたのであるが、ここにおいて登場することとなつたのが、ほかならぬクーラー・ステーションであったのである。

いうまでもなく、クーラー・ステーションは、貯乳の冷却設備をもつて

第17表 所属別集乳所数の推移

	雪印乳業	クローバー乳業	明治乳業	森永乳業	その他中小乳業	農協関係	合計
昭和29年	322	104	13	27	44	24	534
31	311	81	23	28	93	67	603
33	237	56	25	48	82	106	554
35	232		29	43	71	104	479

注 1. 酪農検査所資料から。

2. 集乳所とは酪農検査所が牛乳検査を行なう場所をいう。従って、集荷所、処理場も含まれる。

3. 山田定市・大高全洋『乳価形成と共販問題』『経済発展と協同組合』156頁

おり、各トラック路線の結節点に位置して、各路線から集荷牛乳の受入れおよび検査を行ない、それらを合乳して、ひとまず貯蔵し、一定乳量の集合をまつてタンカーによる工場への送乳を実施する、そのような中間機関であった。⁽⁸⁾

さて、こうしたトラックとクーラー・ステーションを中心としたものの変容は、集乳過程の合理化を意味するものであった。もちろん、同じ路線を集めトラックが重複して走ることになれば、トラック輸送によるメリットはそれだけ減殺されることになるし、実際にそうした現象はしばしばみられたが、しかし、全体としてこの変容を通じて集乳過程の合理化が大きく進んだことは確かであった。第一六表および第一七表をみられたい。

集乳所の規模は著しく拡大し、その数もまた著しく減少している。

〔注〕なお、本表によると雪印およびクローバーに所属する集乳所数は年々順調に減っていっているのに、明治や森永に所属するものは、なお暫くの間は増加がみられたが、それは、乳業会社の集乳監査合理化に対する要請はかなり強いものがあったにもかかわらず、こうした要請は、他面では集乳園の維持拡大に対する要請と相入れない場合もあったことにもとづくものであった。雪印やクローバーでは強占的な集乳園を確保していたがために、思いきって合理化を進めることができたが、進出会社である森永や明治では、その弊を知りつつも、集乳園の維持拡大のために、逆に集乳所の数を増加しなければならなかつたのである。

4 乳価闘争の展開と畜安法の制定

ところで、酪農法の制定を契機として集乳機構の合理化は、かなりの程度進んだといえるが、さて、それは乳価にどのような影響を与えたであろうか。集乳機構が合理化され、集乳経費が節約されれば、当然に、節約分のいくらかは酪農民にも分け与えられねばならないと考えられるのであるが、結果はどうであつたろうか。

しかして、その分け前は乳価を通して与えられるであろうから、次に乳価についてみると、乳価についてみる場合には、昭和三六年一月から実施されるところとなつたいわゆる「新乳価体系」についてまずみておく必要があるので、それからみることとしよう。

◇ 新乳価体系の概要

(1) 受渡場所

①受渡場所は製造工場、集乳工場とする。②受渡場所までの牛乳の持込みは生乳共販組合が行なう。③集乳工場は会社が経営する。

(2) 取引

牛乳の取引は現行通りホクレン、道開連もしくは地域生乳共販組合と酪農法にもとづいて行なう。

(3) 新乳価の算出

①新乳価は一、八七五キログラム当たり（脂肪率三・二%）四〇円の基本乳価に集乳費として一律に四円を加えた額とする。②集乳費、つまり(a)農家から集乳所までの運送費、(b)集乳所経営費、(c)集乳所から集乳工場または製造工場までの運送費、(d)牛乳検査料はすべて生産者が負担するものとする。③新乳価体系の実施によ

り現行乳価に現行集乳費を加算した額が、新乳価より上回る特殊地帯については、今までの手取りを下回らない」とし、また新乳価四四円で精算しても、なお、現行乳価プラス現行集荷費に満たない不足分は昭和三六年三月三一日まで会社が補填し、四月一日以降については道の行なう避地酪農振興対策と合わせて関係団体と別途に方針を協議の上決定する。

要するに、この新乳価体系の「新乳価体系」たる所以は、従来の五段階制乳価から工場渡し価格一本に改められたことであり、会社じたいが、これまでのように農家の庭先き近くまで集荷にでかける、という方針をして、牛乳受渡場所を指定し、そこへ持込むまでの経費負担は、一定額（さし当たり四円）を限度とする、ということであるが、それでは、この時点で、このような「変革」がなされたのは何故であつたらうか。当時の新聞解説では

「最近、貿易の自由化に対処するため酪農經營の自立、近代化をはかる必要があることなどから、酪農辺地の解消が急務になっている。辺地酪農家はこれまで乳業会社などの特別援助、自立地帯の酪農家による乳価の面での犠牲などによつて經營を維持してきたが、乳業会社も酪農家も、合理化・近代化の要請から従来どおりに辺地酪農を負担することはできなくなつてゐる。雪印乳業が新乳価体系を打ち出したのもその一つの現われである……」⁽⁹⁾ と言つてゐる。

もちろん、これだけでは説明不充分であるう。この外、生産団体による生乳共販が漸く軌道にのり、集乳を担当できるようになつてきたことなどもその理由としてあげねばならないであろう。しかし、基本的にはやはり、新聞解説も言つてゐるよう、政府の政策転換、すなわち、貿易自由化政策、自立經營推進政策に対処したものであつたというべきであると考えられる。

第18表 乳価の推移
(1.875キログラム当たり)

	乳 価	円
昭和27年	38	38
28	43	43
29	50	38
30	42	42
31	43	37
32	38	38
33	41	41
34	49	49
35	55	54
36	57	55
37	59	57
38	69	59
39	76	69
40	80	76
41		
42		
43		

注：昭和40年までについては北海道酪農協会『酪農情勢資料』より、41年以降については加工原料乳保証価格である。

さて、新乳価体系の実施の背景が、このようなものであったとすれば、これの実施以後、乳価は生産者にとってはきびしいものとなつたと考えられるのであるが、どうであつたろうか。

まず乳価の推移についてみると第一八表の如くであるが、本表ですぐ気がつくことは、昭和三三年を境として、その前と後とでは、乳価の動きに大きな違いがみられることであろう。すなわち、三三年以前においては、それは年によつて大きく変化し、一定の傾向はみられないが、三三年以降においては、変動はあまりみられなくなり、年年高くなつていてその差は歴然である。

それでは、これはどのように理解すればよいのであらうか。果たして乳価は酪農民に有利に推移したと解すべきであろうか。もちろん、そう単純に解することはできない。乳価が高くなつていても、それ以上に生産費が高くなつていれば問題にならないからである。しかし、收支のバランスの推移についてみると、第一九表の如くであるが、これによると、收支のバランスの方は一応、傾向としてはよくなつてているようである。

しかし、われわれは、ここでもなお、乳価は生産者に有利に推移したと断言することはできない。なぜなら、ちょうどこの時期には、酪農家の間に階層分化が進み、一と二頭飼養の小規模層は脱落していった事実をわれわれは

第19表 生乳生産費の推移

(単位: 100kg当たり円)

	生産費(A)	乳価(B)	(A) - (B)
昭和34年	2,127	2,033	- 94
35	2,147	2,208	+ 61
36	2,540	2,592	+ 52
37	2,516	2,851	+ 335
39	2,828	2,921	+ 99
40	2,913	3,051	+ 138

注1. 農林省『畜産物生産費調査成績』

2. 昭和38年度については調査なし。

知っているからである(前掲第一二、一三表参照)。換言すれば、第一九表にみられる現象は、単に乳価が上がったことに基因するのではなく、経営規模を拡大し、生産費の低減がはかられたことにも基因するものであったと考えられるからであり、更に言えば、小規模生産者の犠牲にとてもたらされたものであったと考えられるからである。

ところで、このようにみてくると、乳価は生産者にとって、ますますきびしいものとなつたということは否定できないようであるが、このことを裏づけるように、乳価に対する酪農民の抵抗も日ましに大きくなってきた。乳価闘争の激化である。低乳価に対する生産者の抵抗は昭和三十年代に入ると、そろそろ目だちはじめていたが、とくに三年頃からは顕著となってきた。すなわち、すでにみたように、北連乳価委員会と雪印、クローバーとの乳価交渉は、従来はほとんど形式的なものに過ぎなかつたが、三三年の六月三〇日の交渉からは俄然きびしいものとなり、会社側が値下げを要請したのを蹴ったあと、次のような声明を出すに至つているのである。

一 酪農經營上最低線である現行乳価を保持するため国に対し早急に乳価を安定させるよう強く運動する。

- 二 委員会代表が上京、各方面に乳価値下げの反対陳情を行なう。
- 三 雪印、クローバー両社の経営合理化を強力に要請、両社の合併を早急に実現する。
- 四 小委員会を設置、委員会の決めた基本方針により、こんごの会社との交渉、経営分析、農政運動の推進を一任する。
- 五 非常事態を認識させ、酪農民の盛り上がり結集を図るため各地域」とに臨時酪農民大会を開く。
- 六 関係農民団体にこれらの実現を強く要請する。
- 以後、こうした姿勢は常にもち続けられるが、しかし、乳価闘争が本格化したのは、昭和三八年以降であった。ところで、それを全国的にみると、昭和三六年には長野県の佐久で日本の酪農史上ではじめての牛乳出荷ストを行なっており、三七年には、乳価闘争は全国をおおい、三月六日には全中、全農連の全国畜産農民代表大会、つづいて一三日には「全酪連」を中心とした全国酪農民大会の開催へと、未曾有の盛り上がりをみせていた。従って、北海道でのそれはかなり遅れて本格化したと言えるのであるが、しかし、その後の展開はかなり目ざましいものであった。
- すなわち、昭和三八年三月一日には、乳価の値下げ撤回を要求する「緊急道酪農民大会」を道農協中央会、道酪農協会など関係一一団体で共催、「独占乳業資本の値下げの真意を明らかにし、反対運動を徹底してあくまで戦う」ことを宣言しており、三八年五月三〇日には恵庭町酪農協が、そして翌三九年三月三一日には白糖町乳価対策委員会が出荷ストを決行、また釧路、根室、十勝、北見の道東四地区で組織していた道東酪農対策協議会連絡会議が三九年三月三一日に出荷ストを予定するまでになつたのである。

ところで、以上のような乳価闘争の激化とともに、政府当局の乳価に対する干渉も次第に強められてきた。すなわち、それは、昭和三年八月の衆議院農林水産委員会での農相の表明（乳価対策を積極的に実施できるよう酪振法を改正する）、三四四年三月の酪振法の改訂、三五年一〇月の「乳価安定制度要綱」の発表となり、ついに昭和三六年一〇月には「畜産物の価格安定に関する法律」の成立をみることとなった。しかして、この「畜安法」にたいする酪農民の期待はきわめて大きいものがあったので、いま、その概要についてみておくと、つぎのようなものであった。

- ◇ 農林大臣は、毎年度、原料乳及び指定食肉の安定基準価格、指定乳製品の安定下位価格並びに指定乳製品及び指定食肉の安定上位価格を定めて公表する（第三条）
- ◇ 農林大臣又は都道府県知事は、乳業者が安定価格に達しない価格で原料乳を買入れ、又は買入れるおそれがあると認めるときは、当該乳業者に対し、その価格を少なくとも安定基準価格に達するまで、引き上げるべき旨を勧告することができる（第五条）

- ◇ 指定乳製品については乳業者又は生乳生産者団体の中込みにより、事業團（主要な畜産物の価格の安定及び乳業者等の経営に関する資金の調達円滑化に必要な業務を行なうことを目的とする〔第二二条〕特殊法人である〔第一三三条〕）はそれらの人の生産したもの安定下位価格で買入れる（第三九条）

この畜安法に対する酪農民の期待はさきにも指摘したように、きわめて大きいものがあつたが、具体的運用の結果は酪農民に大きな失望を与えた。先ず、原料乳の支払価格は、生産者にとっては当然生産費および所得を償なうものでなければならず、安定基準価格で再生産の確保がはかられるのでなければならなかつたが、具体的に示され

たものは、価格安定帯の幅のなかで再生産が得られればよく、しかも、それは、過去の不合理な取引乳価をそのまま再現できる水準での再生産確保であった。従つて、安定基準価格が設定されたところで、それが原料乳価の低落の支えになるというよりも、乳業者にとっては、むしろ、その限界にまで価格を下げ得るものとされ、現実の乳価を安定基準価格にサヤよせざる役割をも果たすこととなり、逆に、乳業者の乳価値下げに対しては、ほとんど何の役割をも果たさなかつたのである。⁽¹⁰⁾

注 (1) 道の方針は全道共販の実施であったが、生産者団体は地域ごと自主共販を主張していた。

(2) もともとの「辺地酪農」対策は集送乳事業の合理化を直接の目的とするものではなかった。貿易自由化対策として政府が積極的にとりはじめた「自立經營農家」の創出政策の一環としてであった。

(3) 北海道新聞社『北海道農業』、昭和二七年一二月号所収。

(4) 千葉燎郎「北海道における牛乳流通と共販問題」『農業総合研究』通巻第五七号一七〇頁。

(5) 千葉・前掲論文。

(6) これは昭和三三年から三八年頃まで北海道において、主として豆類と馬鈴薯澱粉の販売にあたつて行なわれた運動であったが、從来の共販運動に比べてかなり性格を異にするものであった。すなわち從来のそれは無条件委託、平均販売、共同計算を原則とし、価格変動によつてもたらされる危険を分散することを主要目的としていたのに対し、この自主協販運動においては、価格規制ということを最大の目的としていたが、この運動に対し、美士路達雄氏は次のような評価を与えている。「この雜穀共販が戦後の変化した農産物市場に対する農民的な方向での打開策の一つの試みとして、つまりはじめて元にたちむかつた農協運動の新しい芽」である(『北方農業』第九卷第三号)。なおこの「運動」についての詳細は拙稿「豆類自主協販運動の顛末」(『農業総合研究』第二二卷第一号)を参照されたい。

(7) 千葉・前掲論文。

(8) 右同。

(9) 『北海道新聞』昭和三六年一月一八日。

(10) 桜井誠「畜産物価格政策(五)」(『農業協同組合』第一四巻第五号)。

三 「不足払法」の制定と「一元集荷多元販売」の実現

11 「不足払法」の制定と一元集荷の実現

畜産法が乳価の安定に何の役割も果たさないことがわかると、先ず酪農民の間で、より強力な対策の樹立を要請する動きが活発となってきた。昭和三八年五月一五日には、全国酪農民大会委員会は「牛乳法」を制定して不足払制度を確立すべく要請しており、また昭和三九年三月には全中主催の農協中央会、經濟連合会議で「乳価安定制度の抜本的改正に関する要請」として、同じく不足払制度を確立することを要請するに至っている。

一方農林省でも抜本的な対策をたてるべく検討を始め、具体化して行った。すなわち昭和三九年八月一五日には「酪農対策の考え方と方向」という、後の「不足払法」に至る当初の構想ともいべきものを発表したが、この構想は、翌三九年九月一四日には「畜産法の一部改正法案大綱」となり、「一月二五日には、「酪農振興対策大要」としてまとめられ、四〇年二月の酪農審議会には「生乳及乳製品に関する新価格対策要綱案」となり、三月一九日には「加工原料乳生産者補給金暫定措置法案」として開議決定され、ついにそれは、六月一日には参議院を通過、昭和四一年四月一日から施行されることとなつた。

ところで、この法律で先ず注目しなければならないのは、この法律は貿易の自由化に対処するものであつたことや、従来の「畜産物価格安定等に関する法律」による乳製品の買入れ、保管、充渡しなどの政府による市場への介入を手段とする価格政策から、財政的方法による価格差補給金の交付への、価格政策の一大転換を宣言するものであつた、ということをさることながら、この法律のもつ生乳取引機構への影響であろう。この法律によると事業団

から生産者補給交付金、つまり不足払いを受けるのは、原則として一都道府県一つの指定生乳販売受託機関に限られることになり、加工原料乳の集荷はすべてこの指定生乳販売受託機関によつて行なわねばならなくなつた。

さて、「不足払法」を実施するにあたつて、先ずこの受託機関を決定することが必要であったが、これは容易なことではなかつた。全国的にいろいろのトラブルのあったことは周知のところである。北海道における場合、結局のところホクレンに決まつたが、それまでには、いろいろの構想があつた。①ホクレンの酪農部門を強化してこれにあたらせる（ホクレン案）②北生連を母体とした畜産（酪農）専門連をつくる（地区連北生連案）③生乳共販事業のみを行なう北海道生乳共販専門連合会（仮称）を設置する（酪農協会案）。

北海道における場合まずホクレンが有力候補としてあげられた。農林省が決めた都道府県内の生乳生産量の二分の一以上を販売している団体という設立基準になつていていたこと（ホクレンはまがりなりにも約七〇%を集荷していた）、四〇年の一一月中に指定団体を決定する必要があつたこと、乳代の精算には電子計算機を必要とするなど事務能力の上でホクレンにかなうものがなかつたこと、などといった条件からホクレンが本命とみられたわけであつたが、それが容易にきまらなかつたのは何故であろう。

先ずあげられるのは、酪農專業農家や酪農專業地帯の農協のホクレンに対する不信感である。かつて支配的であった“牛やは牛ずれ”と言つた考え方は、昭和三〇年代に入るとかなり弱くなつていたが、しかし、なお根強いものがあつた。酪農專業農家が今もつてホクレンに不信の念を抱いていた最大の要因は、ホクレンの酪農事業に対する取組みの姿勢であつた。当時のホクレンは米中心主義であり、酪農事業と言えば、手数料収入目あてと言われても仕方のないような内容の生乳共販事業のみであつたが、こうしたホクレンにすべてをまかせる、ということは、

酪農専業農家にしてみればとてもできない相談であったのである。

次に、ホクレンと各種畜産団体との強い利害の対立も問題であった。畜産団体がホクレン案に反対した先ず第一の理由は、酪農民のホクレンに対する考え方と同様、米中心主義のホクレンにすべてをまかせることはできない、というものであったが、更にもう一つ、この生乳受託機関の指定をめぐって道内の畜産団体を再編成しようとする動きが表面化してきたことも大きな要因であった。

道内の畜産関係団体は道段階のものだけでも一五は下らない。ところで、こうした団体は育成、指導、人工授精、登録、経済検定など、それぞれに重要な事業を行なっていたが、しかしその事業は複雑に入り組み、必ずしも合理的なものとは言えないものも多かった。もちろん、これらの団体の運営費は酪農民団体からの出資、賦課金、会費などによつてまかなわれていた。このため、団体再編成を望む声はきわめて大きいものがあったのである。

受託機関の指定問題はこうした動きを表面化させることとなつた。それぞれの団体が受託機関となつてその立場を有利なものにしようと動き出したからであるが、先ず積極的に動きだしたのは地区連であった。地区連は前身が馬産組合であるだけに畜産事業については古い歴史をもち、立派な畜産施設をもつていたが、しかし、農協系統面からみると北海道だけの特殊な存在であるだけに、畜産団体の体质改善論議が展開されるなかで、その解消がもつとも強く要請されていたものであった。前述の畜産（酪農）専門連設立構想は、この地区連の発展的解消をねらいとして打ち出されたものであったのである。

なお、この地区連ほどではないが、各種団体は、それぞれに、その立場を有利にすべく活発に動くこととなつた。蓋し、こうした事情の下においては、ホクレンが一致して推せんされなかつたのは、当然というべきであった。

さて、このような事情によって、本命であるホクレンが直ちに推せんされるといろとはならなかつたが、しかし、受託機関を決めるわけにはいかなかつた。そこで、道内の酪農、畜産関係団体、それに乳業メーカーなど三六団体が加盟して、受託機関を決めるための機関である「北海道酪農推進協議会」が結成された。しかして、ここで決定されたのが周知の、「当面はホクレン、やがては酪農専門連を設立してこれを受託機関とする」という折衷案であり、これでスタートをきることとなつた。

「不足払制度」が発足したのは昭和四一年の四月であるから、すでに満三年になる。しかし、畜産専門連は設立されず、今日においても、なお、ホクレンが受託機関となつており、もはや、ホクレンの受託機関としての地位は動きそうにない。⁽¹⁾ それでは、このような結果になつたのは何故であろうか。

その理由として先ず、例の道酪農推進協議会において数の上では専門連設立派がホクレン派に勝つていたが、力の面では弱かつたことと、専門連設立派とはいふものの、その内情は複雑で、現実に専門連をつくるとなると容易なことでなかつたことが指摘される。受託機関として指定を受けるためには、全道の二分の一以上の生乳を取扱うことなどが前提とされる。ところで、それがためには、この制度発足前に、すでに七〇%に近い集乳実績をもつていたホクレンから酪農部門を分離・吸収することが必要となるが、それは先ず不可能に近いことであつた。ホクレンとしては不足払制度発足前にすでに七〇%近い生乳を取扱つてゐた、という自負と、『天下のホクレン』というメンツ、今までホクレンが基盤としてきた食管制度に対する不安といったものからも生乳の取扱いは、はずしたくない、という思惑、そして注目すべきものに、単協からのつきあげがあつた。昭和四〇年一月二九日に「原料乳補給金予算獲得のための全道酪農民大会」が開かれたが、その際「二七日の道酪農推進協議会で『酪農専門連を設立、そ

これまで暫定的措置としてホクレンを指定するとの結論が出されたが、こうした結論は末端酪農民の意向を無視したもので、受託機関はあくまでホクレンが専門連的機能を發揮してやるべきだとの緊急動議が出され、賛成多数であつて、『あくまでホクレンがやるべきである』との要望決議が行なわれているのである。もつとも、この大会はどうやらかと言えばホクレン支持派ともいべき、北農中央会、ホクレン、道開連、道酪農協会、道農業会議、道農村連盟、全農連の七団体共催によるものであつたので、もともとホクレン支持派酪農民の大会的性格が強いものではなかつたか、との疑問も持たれるのであるが、しかし、かりにそうであつたとしてもそれは重大な意味をもつものであつたと言えるであろう。なぜなら、かつての酪農民は、まさに反ホクレン的なものが支配的であつたが、しかし、戦後における酪農の発展はホクレン傘下の地域、つまり総合農協制をとる地域において著しく、従つて、ホクレン支持の酪農民が急増しているからである。

2 ホクレンによる集送乳事業の合理化の推進

ともあれ、以上のような過程を経て集送乳事業はホクレンが担当することに決まつたが、この事業に対してもホクレンはどのように取組んできたか、そして、その結果、集送乳事業はどうになつたかについて次にみることとしたい。

ところで、例の畜産専門連設立問題とからんで、ホクレンの畜産関係事業に対する取組み方については各方面で注目されていたが、ホクレンの姿勢はかなり積極的なものであった。すなわち、不足払制度が発足して間もない四年六月の理事会では、昭和四一年度以降四五年度までの五ヵ年間に約四三億円を投じ、畜産・酪農部門の事業に

力を入れ、"米麦ホクレン"からの脱皮をはかる、という畜産、酪農関係事業の強化策をまとめ、更に四二年一月には、①全道で一九四ヶ所（四一年一二月末現在）ある集乳所のうち、老朽化したものや小型で実情に合わないものを対象に、四二～四四年の間に一一一ヶ所を廃止、代わって統合などにより五八ヶ所を新・改設、四四年末までに一一一ヶ所とし、すべて系統農協の運営とする、②このうち一支所（ホクレン）管内一～三集乳所をホクレン直営のモデル集乳所とする、③統廃合で酪農家に不便をかけないためタンクローリー七九台を全道に配置する、④これらに要する総費用は一八億二千万円に達するものと思われる、という集送事業合理化計画をまとめ、現在、これらの実現に努力しつつある。これまでにホクレンが畜産・酪農関係事業に投じた資金は総額で約六億円であった、といわれているから、この点から言つても、以上の計画は、まさに画期的なものであつたといふべきである。

もつとも、以上はあくまで計画である。問題は、これらの計画が果たしてどの程度実現されるに至つたかである。計画全般についてここで、検討することはできないので集送乳事業の合理化計画に限定してその実現状況を検討してみよう。

集送乳事業合理化計画の差しあたつての目標は、その大半が乳業会社に所属した集乳所（第一〇表）を系統農協で買収し、統廃合してその数を減らすことであったが、それは必ずしも順調には進んでいないようである。すなわち、第二〇表によると昭和四四年三月三一日現在においても、依然としてその半ば以上は乳業会社の所有であり、その数もあまり減つてはおらず、残された一年間で目的を達成するのはきわめて困難だと考えられる状況にあるからである。

一般的にいつて計画が達せられなかつた場合の原因には二つのことが考えられる。一つは当事者が努力を怠つた

第20表 所属別集送乳事業施設

	工 場	認 定 C. S		非認定 C. S	合 計
		昭和41年3月31日現在			
雪印乳業	25	58		48	131
明治〃	4	4		20	28
森永〃	6	6		19	31
不二家〃	1	2		—	3
北海道〃	1	—		5	5
農 協	—	—		54	54
合 計	37	70		146	253

	工 場	認 定 C. S		非認定 C. S	合 計
		昭和44年3月31日現在			
雪印乳業	25	42		26	93
明治〃	6	3		13	22
森永〃	5	5		11	21
不二家〃	1	—		—	1
北海道〃	1	3		4	8
北海道協同〃	1	—		—	1
農 協	—	—		85	85
合 計	39	53		139	231

注. ホクレン資料。

場合であり、他は条件がきびしかった場合である。しかして、この場合、もちろんホクレンが最大の努力を払ったとは言えないが、条件がきびしかったことも認めねばならない。ホクレンが集乳所を整理、統合しようとする場合には、先ず大半メーカーに所属した集乳所（第二〇表）の譲り渡しを受けねばならなかつたが、メーカーは容易に譲渡しようとななかつたらである。

周知のように、不足払制度下においては、集送乳事業は、生乳受託機関が責任をもつて行なうことになつてゐるので、集送乳施設のホクレンへの移譲は一応当然と考

えられるものであったが、ここで移譲を拒んでいる一つの大きな要因は、十勝管内八農協による乳製品工場の設立にあつた。「万一一にも生産者工場ができたらホクレンはそちらへ牛乳を回してしまうのではないか」との心配を強くし、集乳施設に対する執着を強めるところとなつたのである。

もちろん、これに対してもホクレンはただ手をこまねいていたわけではなかつた。まず「長期配乳契約案」を出して問題を解決すべく努力している。既存メーカーの現行シニアを尊重、これを長期間（三年）固定し、第一、第三の生産者工場の出現を防ぎ、メーカーを安心させ、集送乳施設の移譲を受けようという計画がたてられた。しかし、この計画は早速、酪農民から強い批判を受けるところとなつた。この案にもつとも強く反対したのは全道農民連盟であったが、その理由は「三ヵ年とは言え生乳の売り先を固定することは特定メーカーの独占的な現状を容認することになるうえ、共販の趣旨に合わない」というものであり、「とくに生乳生産量の伸びが予想される現状で、配乳のワクをはめることは、現在のメーカーの勢力範囲をそのまま将来に持ち越すことになり、企業間の自由競争を封ずることになる」というものであつた。

3 不足払制度下での乳価と乳価問題

先づ不足払制度の実施によって乳価はどのようになつたかをみてみよう。前掲第一八表をみられたい。本表によると、不足払制度の実施をみた昭和四一年度において著しい上昇を示し、昭和四二、四三年度においても一応順調に上昇している。

ところで、不足払制度が制定された目的の一つは、生乳の生産費を補償することであったから、この制度が施行

された昭和四一年度において著しい上昇をみたのは当然であるし、四二年度以降の上昇も、インフレ現象が続いている状況のもとにおいて当然であったと言えるが、問題は、乳業会社との実取引価格はどうであったかということである。周知のように、不足払制度によつて事業団が支払う金額は（実質価格—基準取引価格）であつて、この場合（実質価格—基準取引価格）は年度間で一応固定されており、もし実際の取引価格が基準取引価格を上回つても変らない。そこで、生産者は基準取引価格以上で取引できれば、それだけ手取りは多くなるというわけであり、いきおい生産者の関心は、この実取引価格に集中することになるわけであるが、これはどうであつたらうか。不足払制度の実施によつて、生産者の長年に亘る念願であった“一元集荷”も一応なつたが、これが、取引において、どのような力を發揮したかも興味深いところであろう。

とりあえず各年度の実取引価格・取引条件についてみると、次のようなものであつた。

昭和四一年度

一・八七五キログラム当たり加工用は六四円七八銭、飲用は八四円五六銭というホクレンの要求と加工用は基準取引価格（一・八七五キログラム当たり五九円六四銭）、飲用は政府保証価格（同六九円四三銭）でというメーカー側の提示額は大きく食い違つたため、その交渉は難行し、六月中旬から一〇月上旬までかかつたが、結果は次のようなものであつた。

①加工向けは基準取引価格、②飲用向け、学校給食向け、調整粉乳向けは政府保証価格、③増加対策費として会社側はホクレンの全販売量に対し一・八七五キログラム当たり一円を支払う、④冬季飼料確保のため会社側は搾乳牛一頭当たり配合飼料一袋（二〇キログラム）の援助措置をとる。

新制度のもとで、乳価そのものの上積みではなく、"奨励措置"という、前年と同じ形で解決している点が気になるが、ともあれ、かなりの上積みを獲得したことになる。

昭和四二年度

すでにみたように本年度は十勝での農民会社の出現などとからんで、乳価交渉は難航するものと思われたが、予想に反して異例の早さで妥結した。

①加工原料乳価は国の定めた基準取引価格どおりとし、プラスアルファについては市況を勘案のうえ、八・九月ごろ別途協議する、②飲用乳価は昨年の実取引価格（一キログラム当たり三七円）に六円四〇銭を加え、さらに昨年の奨励金に相当する五五銭を加える、③脂肪スライド基準額は従来どおり表面上は三・二%、五〇円とするほか、集送乳経費は本年度限りメーカー負担とする。

なお、さきの交渉で改めて協議することに決まっていたプラスアルファー（市況好況によるメリット配分）の交渉は一〇月に妥結をみたが、それは次のようなものであった。

①本年度は一キログラム当たり五三銭を配分する、②十月以降明年三月までは乳牛増殖対策費としてこれに五三銭上積みする、③この結果、通年で一キログラム当たり七九銭五厘を配当する、④今後市況が好転した場合は、さらに明春交渉することとする。

昭和四三年度

今年度の乳価交渉では今までとは違つて、生産者側が要求らしいものを示さず、まずメーカーごとに乳価を回答させる。"入札方式"つまり、いい値をつけた方により多く配乳する、という方式がとられた。しかし、結果は、

集送乳費としてキログラム当たり二円四〇銭をメーカーが負担する、という回答は得たものの、乳価の方は、小メー カーである不二家が基準取引価格より一円五銭、「農民会社」である北海道協同乳業が七五銭を上積みしただけ で、雪印、森永、明治の大手三社からは一銭の上積みも得ることはできなかつた。

ところで、以上が新制度三ヵ年の実取引乳価交渉の結果であるが、ここで、特に注目を要するのは、さきにも指 摘したように、漸く形のなつた「一元集荷多元販売体制」が、どの程度の力を發揮し得たかということであろう。 しかして、昭和四一年度および四二年度においては、市況がよかつたことなどもあって、生産者団体の要求は比較 的容易に入れられるところとなつたため、それが力を問われるところとはならなかつた。その力が初めてためされたのは昭和四三年度の乳価交渉においてであつた。四三年度は、①消費者の値上げに対する反対、政府の物価抑制 政策などの関係で市乳の価格引上げは期待できない、③乳製品市況は横ばい、もしくはじり貧傾向にあるため、メー カーが値上げには容易に応じるとは考えられない、というように条件はかなりきびしいものがあつた。ここにお いて、『一元集荷多元販売』の「伝家の宝刀」（入札方式）が抜かれるところとなつたのであるが、さて、その切 れ味のほどはどうであつたらうか。

その結果はすでにみた通りあまり優れたものではなかつたが、なお、この年の乳価交渉においては、露払いとし て、つまりペースメーカーとして、協同乳業も加わつての結果がこれであつたのである。

それでは、どうしてこのような結果に終つたのだろうか。乳業メーカーのいうように、乳製品市況からして、乳 業メーカーの経営事情は、基準取引価格以上はビタ一文も出せないような状態にあつたのだろうか。それとも現在 の原料乳市場は『一元集荷多元販売』体制をもつてしても、如何ともし難い状態にあると解すべきなのであらうか。

第一の点については立ち入った考察はできないので省略することとして、ここでは第二の点についてのみみるととするが、この点に関しては大きな問題がありそうである。すなわち、『一元集荷多元販売』の体制ができ上がったとはいものの、それはあくまで形式的にであって、内実においてはいろいろな問題を含んでおり、乳業メーカーの独占に対抗できるほどに強力なものでなかつたのである。すでにみたように、一元集荷とは言つても、多くのメーカーの施設を借りて集荷しているのが現状であるし、何よりもまた、メーカーと酪農民との因縁的なつながりも色濃く残つている。例えば基準取引価格以上はビタ一文も出せないと言つた昭和四三年度においても、雪印乳業では、『西天北酪農振興資金』という名目で四～五千万円もの「裏乳価」を雪印乳業幌延工場に出荷している農家に支払つたと言われている。不足払制度下では、乳業会社の生産者への支払いはすべて指定団体であるホクレンを通して行なわれ、ホクレンが受取つたものは、すべてブールして生産者に支払われることになつてゐるが、右の行為はこの原則に違反するものである。聞くところによれば、こうしたことが起こり得る条件はいたるところにあるという。『一元集荷多元販売』とはいながら、一方では裏口取引が行なわれてゐる、というようなことでは、眞の力が發揮できなかつたのは当然というべきであろう。

なお、もう一つ、『一元集荷多元販売』が充分な力を發揮することができなかつた理由として、われわれは、この体制は生産者が自らの力でつくつたものではなく、政府によつて与えられたものであつたことをあげないわけにはゆかないであろう。政府によつて与えられたものであるが故に、それを勝手にふり回すことはできないのである。例えば、期待通りの乳価をかち取ることができないからと言つて、配乳などにおいて全く勝手な行動をとれば政府ベースで漸く合理化の進みつつある生乳市場が混乱する恐れがあるが、そうなれば、指導的な立場にある政府や道

当局は黙っているわけにはゆかないからである。

4 新⁽²⁾「農民資本会社」の出現

不足払制度下での加工原料乳取引についてみる場合には、もう一つ、新しく出現した「農民資本会社」についてふれないわけにはゆかないであろう。いうまでもなく、新「農民資本会社」というのは、十勝管内の八農協を中心にして設立された「北海道協同乳業株式会社」であるが、まず、これの設立の経過・背景からみてみよう。
昭和四一年七月一日に開かれた「ホクレン生乳受託販売委員会」での席上で、「ホクレンは乳製品工場をもつべきだ」との決議がなされ、ホクレンの理事者にこの旨の申入れが行なわれた。しかして、ホクレンとしては、後ほど改めてみるような事情からして、前向きの検討を行ないつつも、具体的に動き出せずにいたが、このような情勢のもとにおいて積極的に動き出したのが、十勝管内の音更農協以下八農協であり、昭和四二年一月二二日に設立総会を開き、資本金二億円で原料乳の一日処理量九〇〇～一〇〇トンの工場を建設、バター、粉乳類をおもな製品として発足することとなったものである。

ところで、生産者団体がこの点で乳製品工場を設立することに対する対しては、集送乳事業の合理化問題などとかんで、道など行政当局は必ずしも賛成ではなく、圧力とも思われるような動きさえみられた⁽³⁾。もちろん乳業会社からの抵抗もあった。従って、ここで生産者団体が乳製品工場を設立することは、容易なことではなかつたと考えられるのであるが、それを踏み越えて設立をみたのは何故であろうか。

それは、基本的には、乳価交渉を有利に展開させる条件をつくり出すためであつたことはいうまでもない。過去

においても、何回か生産者自身の乳製品工場の設立問題が話題として取上げられたが、それは、何時も、乳価交渉がこじれた時であったことからも明白であるう。

しかし、われわれがここで問題にしたいのは、何故にこの時点において設立をみたか、ということである。さきにのべたように、今までもしばしば生産者自身の乳製品工場の設立問題は話題として取上げられてきた。しかし、その都度時期尚早として実現をみるには至らなかつた。それが、今回は、一挙に設立をみるに至つたのである。その背景は何であつたろうか。

先ず問題になるのは、協同乳業会社の設立の時期が不足制度の発足とちょうど同じ時期であるということであるが、われわれは、ここに、農政にびつたりの農協の性格をみないわけにはゆかない。農協事業の展開過程についてみると、それは農政の深まりと共に深まつてゐる。かつてのホクレンがビート工場の自営に踏みきつたのも、政府のビート政策が頂点に達した時であつたし、ホクレンが生乳の取扱いに積極的になつたのも、まさに政府の生乳市場対策の深まりと軌を一にするものであつた。この事実に照らして、われわれは今回の「農民資本会社」の実現も、政府の政策に乗り遅れまいとする農協の「性格」がそうさせた、と考えたいのである。

次に、新興地帯での酪農が大きくなり、それが一大勢力を形成するに至つたことも重要な背景と考えられる。今回「農民資本会社」の設立に踏みきつた十勝の八農協管内はまさに新興酪農地帯であるが、ここでは、先ず第一に、雪印乳業の亡靈（雪印乳業を「農民資本会社」とする考え方）におびやかされることはなかつたし、また、集送乳施設なども、もともと農協の施設であつたため、これらの面を通じての抵抗もなかつた。すでにみたところであるが、雪印乳業と牛乳の共販運動の関係や、集送乳施設の移譲問題を通じての乳業会社の抵抗を考えると、右の二点は

特に重要な条件であったと考えたいのである。

ともあれ、かくして新「農民資本会社」の設立をみることとなつたのであるが、さて、その成果はどうであつたらうか。

新「農民資本会社」は北海道協同乳業が創業を開始したのは、昭和四二年一〇月三〇日であり、それも一日の原乳処理能力三〇〇トンをもつ工場に對して、配乳量は一〇〇トン（四三年六月まで）から一五〇トンどまりとあつては、いまその成果を問うのはあまりにも性急であろうと思われるが、一応、みておくこととしよう。

先ず営業成績についてであるが、同社のM専務は次のように言つている。「去年の一〇月三〇日に生産を始め、一一月八日に初出荷してから連日計画通りに製品が出ています。……新しい工場は二、三ヶ月は軌道に乗らないのが普通だが、ここは全く順調そのものなんです。本職の乳業会社が信じないくらいですよ」。⁽⁵⁾ また、ある観測によると、営業成績は事実きわめてよく、企業利潤として、キログラム当たり八〇銭もの高額を生産者に還元しているといふ。

しかし問題はこれからである。特に製品をどのようにして販売するかは重要な問題となると思われる。本会社の場合バターと脱脂粉乳が主要乳製品であり、現在の生産高はバター約六トン、脱脂粉乳八トンであるが、これらの販売ルートは今のところ系統組織で固められている。バターの場合家庭用は、道内向けはホクレンが「ホクレンバター」として、本州向けは全酪連が「全酪北海道バター」、全国販売農協連が「伊藤ハム北海道バター」などの商標で売つており、家庭用以外にも大半はホクレンその他の農協系の組織を通して原料バターとして、菓子メーカーなどへ大口出荷しており、脱脂粉乳もまた同じルートで大都市向けに加工原料用として出荷されている。かくして、

今のところ販売は順調にのびていると言われているが、しかし、問題がないわけではない。一般市場では既存のメーカーの商標に押されてとても対抗できそうにないし、伝えられるところによると、他の乳業メーカーが自社のパートナーに混ぜるために買っている、とも言われている。⁽⁷⁾ 生産量があえ、販売量があえるに従って、大手の「販売力」と対抗する苦しさに直面しなければならないのは目に見えているようである。

ところで、経営がうまく行くかどうかということも、もちろん重要なことである。しかし、「農民資本会社」設立の基本的な目的は、うまく經營し、大きな利潤をあげることではない。「農民資本会社」の場合には、利潤も結局は農民に還元されることになるので、その限りでは問題はないが、問題は、それだけでは、「農民資本会社」の設立によって利益を受けるのは、この会社に出荷している農民に限られるということである。一般会社が併存する現時点での「農民資本会社」設立の基本的な目的は、単に「農民資本会社」に出資した生産者だけではなく、すくなくとも、北海道の全酪農民に、さらには日本の全酪農民に利益をもたらすものでなければならないであろう。

さて、この小さな「農民資本会社」（昭和四三年一〇月現在の集乳シェアは約八%）が、乳業メーカーに対抗して全酪農民の利益を守るやり方は、乳価形成の過程において、それを生産者側に有利に導くことであろう。乳製品のコストを自らつかんでおれば、乳価交渉にあたってコマかきされないですむし、乳製品工場をもつていれば、出荷ストの実力行使にも訴えられるからである。

昭和四三年度の乳価交渉においては、まさしくこのやり方が試みられた。すなわち、昭和四三年度の乳価交渉においては、これまでの「前年実績主義」から「高い取引乳価」を示したところへ、より多く配乳する、という方式へと戦術転換が行なわれたが、もちろん、これは、協同乳業がペースメーカーとなつて、生産者側に有利に導くで

あらうことと期待してであった。しかし、結果は、すでにみたように、期待したほどのものではなかった（こうした結果に終った理由についてはさきの「乳価」の項を参照されたい）。

周知のように、協同乳業会社が乳価交渉に参加したのは、昭和四三年度がはじめてである。わずか一年の実績だけをもって、早々に結論を出すのは危険であると思われるが、しかし、『一元集荷多元販売』が行なわれるようになつた背景や、協同乳業設立の背景を考えるとき、われわれは、この「農民資本会社」の乳価形成上における積極的な役割りは、それほど期待できないと思えてならないのである。

「農民資本会社」＝協同乳業設立のもつとも大きな意義は、雪印乳業を生産者の味方であるとする幻想から酪農民を解放し、これを「対立物」として、はつきりと認識させたことではないだらうか。すでに度々指摘してきたようには、戦後の北海道における牛乳共販運動においては、常に、雪印乳業は生産者の味方であるという「幻想」につきまとわれてきた。この幻想から解放された時においてこそ、はじめて北海道の牛乳共販運動は本ものになると考へてゐるわれわれにとっては、この意義は、何ものにもまして大きく評価されるべきだと思われるるのである。

なお、乳製品の製造コストを自ら確めることができたこと、しかも乳業メーカーが発表しているコスト以下で製造できることを確認することは重要なことであろう。聞くところによると、協同乳業会社のバター製造コストは既存メーカーが発表している製造コストよりかなり安いとのことである。⁽⁸⁾このことの確認が、その力関係からして直ちに、乳価の引上げにつながらなかつたにしても、長期的にみればやはり大きな意味をもつものと思われる。既存メーカー以外のものによつて乳製品のコストが確められ、しかも、より安く製造できることが確認された以上、既存のメーカーは、今までのよう安閑としておれず、コスト・ダウンのために積極的な努力をせずに

はおれなくなるからである。

(1) 昭和四三年一二月一六日道酪農協会は役員会を開き、集送事業や人工授精事業などを行なう畜産専門連を設立することを改めて提言しているが、しかしそれは、集送事業は専門連が実施するのが望ましいが、当面は現行通りにホタレンの事業として分担するという消極的なものであり、また農協などでもこの提言は殆んど問題とされていないようである。

(2) ここに「新」というのはかつての「農民資本会社」の設立を妨害しているとして抗議運動が行なわれたが、事実そうしたきらいはあったようである。

(3) 当時、酪農民の間で道は「農民資本会社」の設立を妨害しているとして抗議運動が行なわれたが、事実そうしたきらいはあったようである。先ず道としては「農民資本会社」の設立は時期尚早と考えていたようである。当時の道当局にとっての最大の課題は、集送事業の合理化を推進することであったが、ここで「農民資本会社」が設立されれば、一般乳業会社の抵抗にあい集送事業の合理化は大きく遅れると考えられたからである。ところで、ここで問題になったのは、ちょうどこの頃道がねりつづった「集約酪農地域の再編成案」である。すでにみたように、道内には酪農振興法に基づき、昭和二九年から三十年にかけて、国によって指定された二五の集結地域があつたが、その後、多頭化による酪農規模の拡大、それに伴う集乳施設、工場の大型化、統廃合が進んだ結果、「指定」の目標と現状との間に差が生じたとして、道では、これを再編成することとなつた。道の再編成案は二五地域を九地域に統合し、いずれも大型乳製品工場をその中心とし、その中で集送乳事業の合理化を図りつつ将来は各メーカーの集送乳團の明確化、酪農経済團の設定まで発展させようというものであったが、ここで特に問題となつたのは、この再編成計画では十勝管内全域が集約酪農地域に指定されることとなり、今まで地域外にあつた例の八農協管内も指定地域に含まれることとなつたことである。集酪地域に指定されると、その地域内で工場を新設するには知事の認可が必要となるからであるが、すでに指摘したように、道は、八農協の乳製品工場の設立には必ずしも賛成ではなかったからである。

もっとも、これをもって直ちに、集酪地域の再編成計画が「農民資本会社」の出現をおさえるためにつくられたものであるとは言いきれないかも知れない。当時の十勝支庁長が「いよいよ、「地域再指定は工場新設を封じるために計画したものではなく本道乳業界の合理化が目的」(道新・昭和四一年二月五日)であったかも知れないが、この計画は、例の協同乳業の設立論議が開かれた直後の二月に入つて初めて農協、農業団体関係者に明示され、十勝支庁管内では市町村長、各農協組合長に対し、「新乳業会社設立につき五日までに答否報告を…」とあまりにも急急な支庁長文書が出されたことなどから、行政的圧力ではなかつたか、との疑問も生じたわけである。

(4) 昭和三四年頭からばつばつ話題にのぼり、三七年にはかなり煮詰められたというが、時期尚早論が大勢を占め、日の目を見るには至ら

なかつた。

(5) 『朝日新聞』昭和四年三月六日。

(6) 『北海道新聞』昭和四年四月一日。

(7) 『朝日新聞』昭和四年六月一五日。

(8) これらの点についての新工場設立の意義について同社M専務は次のように述べている。「機械は最新鋭で自動化が進んでいたため、従業員はたった二十七人。人件費はほかの工場の四分の一ぐらいですむ……脂肪分の計り方も改善した。ほかの乳業会社の場合、タンクローリーで運び込んだ原乳を携帯用カクハノ機でかき回してはかっているだけなのに、新工場ではタンクローリーを四つに区切ってそれぞれにカクハノ機をつけ、脂肪分が片寄らないようにした。おかげで脂肪分の少ない底の方からとったサンブルで値段をつけられ、酪農民が損をするといった心配もなくなった。また、乳業会社が農協に補助するクーラーの運営費も原乳一キロ当たり一円四十銭出せることができた。ほかの乳業会社が出すのは二円。金道の牛乳生産量を八十万トンとすると、その差額だけでも三億二千万円程度が酪農民の增收になる計算だ」(『朝日新聞』昭和四年三月六日)。

結 び

以上、戦後の北海道における生乳の取引機構の変貌過程について考察してきたが、最後に、その際われわれが特に強く考えさせられた次の二点を指摘し、もって結びとしたい。

ところで、先ず第一の点は、戦後における生乳流通機構の発展の歴史はまさしく共同販売の発展の歴史であったと言えるが、それは政府の主導によるものであった、ということである。戦後、生乳の取引機構に初めて大きな変化がみられたのは、昭和二八年頃であった。しかして、この時の変化は、「混乱」であり、その動因は、道外乳業会社の北海道進出によって、生乳市場が、閉塞的・独占的市場から開放的・競争的市場に移行したことであったが、以後の変化は、政府・行政当局によるもの、と言えるものであった。そして今日、生乳共販の形は一応成つ

たが、それは、不足払制度の実施と共に成ったもので、いわば与えられたものであった。もつとも、このことは、われわれの発見ではない。今日、いわゆる共販が一応成っているのは、ほとんど政策の裏うちがなされている部門であり、共販の発展は、政策の深まりとその軌を一にしていることは、すでに周知のことである。われわれが、ここでいいたいのは、そうだとすれば、ここでの共販は、政策の許す範囲内でしか力を發揮することはできない、ということである。

戦後の北海道における生乳取引機構の変貌過程の考察を行なって、われわれが特に強く考えさせられたもう一つの点は、「農民資本会社」・雪印乳業の存在は、北海道における生乳共販運動の発展に、ひいては生乳取引機構の合理化にとって、大きなブレーキとなったのではないか、ということである。周知のように雪印乳業は酪連の系譜をひくとはいうものの、雪印乳業会社として発足した時にはすでに、酪農民にとって、「対立物」でしかなかつた。しかるに、雪印乳業は、ことあるごとに、さも酪農民の利益の擁護者であるかの如く主張し、酪農民もまた、大方はこの主張を認めてきた。雪印乳業を対物立として正しく認識するに至つたのは、漸く最近のことである。これでは、生乳の共販運動が盛りあがるはずがないであろう。

もつとも、一般的に言って、わが国における酪農は、乳業資本によつて保育されてきた傾向の強いものであつたため、生乳の共販運動は、他の部門でのそれに比べると、著しくおくれていたと言える。もちろん、北海道における酪農の発展も、乳業資本に負うところ大であつたので、そのこともまた、生乳共販運動の盛りあがらなかつた一つの理由と考えられるのであるが、しかし、われわれは、やはりその最大の理由は、あいまいな性格をもつた「農民資本会社」・雪印乳業の存在にあつたと考えたいのである。

戦後の北海道における他の部門での共販運動の発展をみられたい。それは、昭和二八年頃から徐々に盛りあがりをみせ、昭和三三年頃には、豆類など主要農産物において、まさに画期的と評された、『自主協販運動』が展開するに至つたのである。戦前において、すでにあれだけの盛りあがりをみせた生乳共販運動が、こうした事情のもとにあって、それほどの盛りあがりをみせなかつたというのは、まさに不思議といふべきであろう。「農民資本会社」・雪印乳業の存在なかりせば、という所以である。

なお、最後に付言しておくと、もちろんそれは同日には談することはできないが、「農民資本会社」・雪印乳業が歩んできた道を振り返るとき、さきに新しく設立された「農民資本会社」＝北海道協同乳業もまた、それと同様に迷いこまない保証は何もないということである。「農民資本会社」設立の今日的意義、これのもつ本質についての本格的研究が進められることを望んで止まない。

〔付記〕

本稿は総研北海道支所所蔵の新聞スクラップによるところがきわめて大きいが、これらのスクラップは当支所の先任諸兄なかんずく湯沢誠研究員の努力によつてなつたものである。特に記して感謝の意を表するものである。

(研究員)